

漁港区域内駐車場指定管理者指定申請にかかる質問に対する回答

【問1】 <その他>

維持管理業務として除草・剪定・清掃等を行うのは管理箇所（駐車場）のみで、活用箇所（環境施設）は別という認識で合っているか？

【答1】

駐車場敷地内の除草作業・清掃等については、指定管理者の業務の一環として行っていただきます。なお、北下浦海岸通り駐車場の植栽を含め、緑地部分につきましては、本市が対応します（年に1回樹木管理委託を実施）。環境施設内のゴミの処分についても本市で対応します（2週間に1回※夏季は週に1回）。

また、自主事業の実施に伴い発生するゴミ（例えば環境施設内の自動販売機等の設置に伴うアイスや飲料等のゴミ）は指定管理者で対応していただきます。

【問2】 <募集要項21(1)>

管理箇所および活用箇所への自主事業用の倉庫等の設置は可能か？可能な場合は使用料（場所代）はかかるのか？

【答2】

管理箇所（駐車場）への倉庫等の設置は可能と考えていますが、設置により駐車区画が削られるため、本来目的である路上駐車が発生しないことが条件となります。

駐車場上に設置の場合は行政財産目的外使用の申請（使用料が発生）が必要となる場合があります。

また活用箇所（環境施設）への倉庫の設置も可能ですが、設置することにより歩行者の通行を妨げない範囲での設置が条件となります。環境施設での設置にあたっては本市漁港管理条例にかかる占用の申請及び占用料がかかります。

いずれにしても市との協議が必要となります。

なお、他の条例・法令に基づく申請（例えば建築基準法など）が必要な場合には、その許可を受けることが条件です。

【問3】＜募集要項21(1)＞

海上アクティビティを取り入れたプランを考える際、クラフト（船やボード等）の揚げ降ろし場所が必須であるが、海岸線の砂浜は浸食により無いため、臨時駐車場の東側のスロープを共用させていただけるか？もしくは行政として砂を入れ、揚げ降ろし場所を作る等の対応はしていただけるか？

【答3】

漁業関係者及び市と調整が必要となりますが、スロープを共用することは可能です。なお、現時点では海岸への養浜（砂を入れること）は計画しておりません。

【問4】＜募集要項21(1)＞

自主事業の際、管理箇所もしくは活用箇所の電気および水道の使用は可能か？

【答4】

既存の電気や水道を使用することはできますが、自主事業にかかる経費であるため使用料は指定管理者の負担となります。なお、引き込み工事や子メーター取り付けなどの工事にかかる費用は指定管理者の負担となります。

【問5】＜募集要項9(2)＞

北下浦海岸通り駐車場の供用日「通年」、供用時間「終日」となっているが、現在の営業時間を変更して、年中無休24時間営業になる、という認識で良いか？

その場合、指定管理者側で市長の承認を取れば、供用時間の短縮が可能という認識で良いか？

【答5】

24時間365日の営業となります。令和5年6月議会にて横須賀市漁港管理条例を改正し、令和6年度以降の供用日・供用時間を募集要項に記載のとおり変更しています。

条例に記載のとおり営業しなければならいため、供用時間の短縮はできません。なお北下浦海岸通り臨時駐車場については「指定管理者が定める」と記載しているとおり指定管理者の判断で営業日時を定めることが可能です。

【問6】＜募集要項5（1）＞

様式6以降は、用紙サイズ、枚数制限、片面／両面、フォントサイズ等は任意と考えてよろしいでしょうか。

【答6】

用紙サイズ、枚数制限、片面／両面、フォントサイズ等の規定はありませんので任意となります。

【問7】＜募集要項5（2）オ＞

（CD-R等の記録媒体等を含む）とありますが、データ提出はなしと考えてもよろしいでしょうか。

【答7】

データの提出は任意です。

【問8】＜募集要項6（2）ア＞

「⑥管理運営費提案額（管理経費提案額）」は不要ではないでしょうか？

【答8】

完全利用料金制ではありますが、管理運営費提案額（管理経費提案額）は赤字運営が無いかなど健全な管理運営がなされているか選考委員の審査資料となりますので必要です。

【問9】＜募集要項9（1）ア＞

場長は非常勤でも可との理解でよろしいでしょうか。

【答9】

常勤・非常勤の規定はありませんが、トラブル等が発生した際に施設の管理責任者として対応できる方を指定していただければと思います。

【問10】＜募集要項9（2）＞

地元等の依頼により駐車場の供用を制限する場合は、市長の承認は不要と解釈してもよろしいでしょうか。

【答10】

地元町内会が主催するイベントなどで駐車場の供用を制限する場合には市、イベント主催者、指定管理者の3者で協議を行います。

【問 1 1】 <募集要項 1 0 >

駐車機器の設置等は指定期間前に行うことは可能でしょうか？その際の占用料の扱いもあわせてご教示ください。

あわせて事業終了後に駐車機器等を撤去する場合、指定期間終了後に当該工事を行ってもよろしいでしょうか。

【答 1 1】

通常は指定管理期間（令和 6 年 4 月～）前に設置を行うことはできませんが、今回令和 6 年 4 月 1 日から開業するためには事前の工事が必要と考えています。そのため占用申請を提出していただき、工事を実施していただければと思います。また占用料は減免いたします。駐車機器等の撤去については原則令和 1 1 年 3 月 3 1 日までとなります。

【問 1 2】 <募集要項 1 8（1） >

事業報告書はメールで提出してもよろしいか。

【答 1 2】

電子メールでの提出でも構いません。また、押印は省略可能です。

【問 1 3】 <募集要項 1 9 >

引継ぎ内容を具体的にご教示ください。

【答 1 3】

現指定管理者の管理は本年 9 月末で終了となるため、現指定管理者との引継ぎはありません。

【問 1 4】 <募集要項 2 1（1） >

環境施設内に魅力向上を図るためのオブジェ等を設置する場合、占有料は不要と考えてよろしいでしょうか。

【答 1 4】

オブジェの設置等にかかる占用料は減免いたします。

【問15】<募集要項21(1)>

自主事業でキッチンカーイベントを行う場合の条件等をご教示ください。

- ・必要な手続等
- ・進入路の位置
- ・ゲートに鍵がある場合、鍵の借り受け方法

【答15】

自主事業としてキッチンカーイベントを行う場合、事前に市に許可申請が必要となります。

キッチンカーイベントを駐車場で行う場合には、駐車区画が削られるため、本来目的である路上駐車が発生しない範囲で実施してください。また、臨時駐車場は指定管理者の裁量で営業が可能ですので、うまく活用していただければと思います。

環境施設内でのキッチンカーイベントを行う場合には歩行者の通行を妨げない範囲において実施することは可能です。なお、キッチンカーイベントなどの商業イベントを実施する場合、行政財産目的外使用の申請及び使用料がかかります。キッチンカーの車両を停める場所により進入路が変わると思いますが、こちらで想定される駐車場所（2パターン）と進入路は下記のとおりです。

また、環境施設への車両の進入がある場合、鍵を貸与することは可能です。



【問16】<様式4>

押印方法が分かりにくいので、補足説明をお願いしたい。

(社印と社長印の二つ？受託者印？)

【答16】

商号等の欄には社印を、役職・氏名の欄には代表者印をそれぞれ押印してください。

【問 17】＜様式 6＞

様式 6 に配置図等を記載する場合、記載方法に条件はございますか？

【答 17】

特に規定はありません。

【問 18】＜様式 9＞

収支予算書は 5 年分（5 枚）作成することとなっているが、同一シート内に 5 年分を並べて 1 枚に収めてもよろしいでしょうか。

【問 18】

構いません。

【問 19】＜提案書全体＞

提案書に企業名を記載しても大丈夫でしょうか？

【問 19】

構いません。

【問 20】＜業務仕様書＞

添付されている位置図と施設平面図だけでは配置案を作成できないため、詳細な図面の追加提供をお願いいたします。

また、機械式駐車場設備への配線工事コストを算出するために、既存電源の位置が分かる資料の提供もお願いいたします。

【必要な資料】

- ・敷地内外の寸法
- ・車室の寸法
- ・車路の寸法
- ・添付平面図と現況との整合性
- ・電気の引き込み方（外からなのか否か）
- ・上記の絡む現地施設の電気容量（アンペア数）

【答 20】

〈図面について〉

本施設（駐車場+環境施設）は 10 年以上かけて部分整備を重ねて整備し、修繕も行っているため、完成図面と現況が異なっている部分が多数あります。正確なサイズ・配置等についてはお手数ですが、実測していただくようお願いいたします。

また参考に環境施設の通路幅を記載した図面（資料①）を別添のとおり添付いたします。

駐車場における車路・車室等の寸法については寸法を入れた平面図（資料②）を参考にしていただければと思います。

※あくまで目安として活用してください。

- ・資料①（環境施設 通路幅図面）※CAD 上で引いた数値のため誤差あり
- ・資料②【駐車場寸法入り】（別紙3）※多少の誤差あり

〈電源について〉

駐車場管理棟の電源は現在東京電力の電柱から直接引き込んでいるため、駐車場機器設置のための電源は指定管理者の費用で整備していただきたいと考えております。

また通常駐車場機器の電源を取る場合、電源ブレーカー等は管理上のリスク回避のため他の電源と回路を別にする必要があると想定されます。よって新たに引き込む方が容易かもしれません。

（参考）管理棟電源（アンペア数）

駐車場管理棟（北下浦海岸通り駐車場）：現契約 40A

駐車場管理棟（北下浦海岸通り臨時駐車場）：現契約 40A

【問2 1】〈その他〉

指定期間中に良好な指定管理を行ったと認められる場合、指定管理を継続することはありえると考えてもよろしいでしょうか。

【答2 1】指定管理者制度においては5年に一度選考委員会により指定管理者の選考を行うこととされています。よって5年間の管理実績をもとに選考を行わず、指定管理者になることは制度上できません。

【問2 2】〈その他〉

地元へ接触可能な時期をご教示ください。

【答2 2】

指定管理者の指定議決後と考えています。